

委員 長 談 話

平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日

千葉県人事委員会委員長 浜名 儀一

- 1 本日，人事委員会は，議会及び知事に対して，職員の給与等について報告し，併せて月例給を 0 . 3 5 % (1 , 5 0 2 円) 引き下げ，特別給については 0 . 0 5 月分引き上げるよう勧告いたしました。

本年は，公民給与を比較したところ，2年振りに本県職員の給与が民間従業員の給与を上回っていることが明らかになりました。そのため，給料表を引下げ改定するとともに，扶養手当についても配偶者に係る額の引下げを行う一方，期末・勤勉手当については，民間の水準に見合うよう引上げを行うことといたしました。

- 2 また，公務運営については，人事管理制度の検討，健康で働きやすい職場環境の整備，仕事と家庭の両立のための環境整備に関して報告いたしました。

- 3 人事委員会勧告は，職員の労働基本権制約の代償措置として，職員に対し，社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するものであり，職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に，社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っています。

- 4 議会及び知事におかれては，人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され，本年の給与改定を速やかに実施されるよう要請いたします。
- 5 なお，職員の給与については，現在，減額措置が実施されているところですが，職員にとって大きな影響があることから，可能な限り早期に解消し，人事委員会勧告に基づいたあるべき職員の給与水準が確保されることを望みます。
- 6 職員においては，公務員に対し，厳しい視線も注がれているなか，改めて全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観を持つとともに，県民の視点に立ち，経営感覚を持ちながら，県民の信頼と期待に応えられるよう，全力で職務に遂行されることを要望します。
- 7 県民の皆様には，人事委員会が行う勧告の意義と，職員が行政各部においてそれぞれの職務を通じ，県民福祉の向上に努めている実情について，深い御理解をいただきたいと思えます。
- 8 また，本年の人事院勧告においては，俸給制度，諸手当制度全般にわたる抜本的な改革について報告及び勧告がなされたところであり，こうした人事院勧告の内容等を踏まえ，平成18年度以降の給与制度の在り方について，引き続き検討を行った上，おって，所要の報告及び勧告を行う考えです。